

適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

佐藤胃腸科外科病院では、人生の最終段階を迎える患者様が、その人らしい最期を迎えられるよう、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、他職種から構成される医療・ケアチーム（以下、医療チーム）で、患者様とご家族等に対し適切な説明と相談のもと、患者様の意思決定を尊重した医療・ケアを進めるものとする。

2. 人生の最終段階の定義

人生の最終段階とは、患者様の病態が回復の見込みが望めない状態をいい、死が避けられない末期の状態をいう。

3. 人生の最終段階における医療・ケアのあり方

- (1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける患者様が多職種の医療従事者からなる医療チームと十分な話し合いを行い、患者様による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めるものとする。
- (2) 患者様の意思は変化しうるものであることを踏まえ、患者様が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を医療チームにより行い、患者様との話し合いを繰り返し行うものとする。
- (3) 患者様が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、ご家族等の信頼できる方も含めて、患者様との話し合いを繰り返し行う。また、この話し合いに先立ち、患者様は特定のご家族等を自らの意思を推定する方として前もって定めておくものとする。
- (4) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケアの開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療チームによって医学的妥当性との適正性を基に慎重に判断する。
- (5) 医療チームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者様・ご家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。
- (6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象とはしない。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手順

(1) 患者様の意思が確認できる場合

- ① 方針の決定は、患者様の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。そのうえで、患者様と医療チームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた患者様による意思決定を基本とし、医療

チームとして方針の決定を行う。

- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、患者様の意思は変化しうるものであることから、医療チームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、患者様が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行う。また、患者様が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、ご家族等も含めて話し合いを繰り返し行うものとする。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度診療録へ記載する。

(2) 患者様の意思が確認できない場合

- ① ご家族等が患者様の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者様にとっての最善の方針をとる。
- ② ご家族等が患者様の意思を推定できない場合には、患者様にとって何が最善であるかについて、患者様に代わるものとしてご家族と十分に話し合い、患者様にとっての最善の方針をとる。
- ③ ご家族がいない場合及びご家族等が判断を医療チームに委ねる場合には、患者様にとって最善と思われる医療・ケアの方針を慎重に検討し決定する。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度診療録へ記載する。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

方針の決定に際し、患者様の意思の確認ができる、できないに関わらず以下のような場合、患者様またはご家族等の同意を得て、専門家からなる話し合いの場を別途設置（医療安全管理委員会等）し、医療チーム以外の者を加えて、方針等について検討及び助言を行う。

- ① 医療チームの中で、心身の状態により医療・ケア内容の決定が困難な場合。
- ② 患者様と医療チームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケア内容についての合意が得られない場合。
- ③ ご家族等の中で意見がまとまらない場合や医療チームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合。

この指針は、2024 年 10 月 1 日より施行